

環境衛生のお知らせ

9月20日～26日は

動物愛護週間です！

動物愛護週間は、命あるものである動物を愛する気持ちと、ペットなどの正しい飼い方について、皆様に理解と関心を持ってもらうという目的で設けられたものです。  
動物の飼い主は、動物の種類や習性等にに応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることのないように努めなければなりません。

危害を防止しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁じられています。

放し飼いの犬は、人や動物などを攻撃したり、農作物を荒らしたりします。また、交通事故に遭うなどの危険があります。

・犬の放し飼いは絶対にしない。



・しつけと訓練を行い、鳴き声などで周囲に迷惑をかける。

適正な繁殖制限をしましょう

犬・猫の繁殖を希望しない場合は、動物病院に相談して、去勢・不妊手術などの繁殖制限措置を行ってください。

・適正な繁殖制限で、不幸な動物を増やさないようにしましょう。

・手術を行うと性格が穏やかになり、長生きできるといわれています。

・手術を行うと、生殖器の病気を防ぎ、妊娠・出産に伴うリスクを回避できます。

飼い主のいない犬・猫をなくしましょう

野良犬や野良猫などの苦情が後を断ちません。絶対に動物を捨てないでください。

・一生涯の飼養ができるか、家族で話し合いましょう。

・飼えなくなったら、必ず譲渡先を探しましょう。

・どうしても譲渡先がない場合は、保健所での有料の引き取りとなります。

生活環境を守りましょう

・犬が敷地などから逃げ出さないように飼養する。  
・犬のストレス解消のため、散歩などで適度な運動をさせる。

犬・猫のフン尿の後始末や、飼養場所の周囲を清潔にすることは、飼い主の義務です。飼っている動物が、ご近所からも愛されるために、迷惑をかけないように飼養してください。

・犬の散歩や運動時などは、必ずフンの後始末をする。  
・飼養場所を常に清潔に保ち、悪臭を発生させない。

9月は「不法投棄防止強化月間」です！

強化月間です！

きれいな住みよい地域づくりのため、環境衛生監視員ならびに市民の方の協力を得ながら不法投棄の防止を呼びかけていますが、残念ながら不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は犯罪です！

一人ひとりが、不法投棄、ポイ捨ては「犯罪」であることを確認し「不法投棄をしない、させない」という認識を持ちましょう。

不法投棄の罰則は

5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人等は1億円以下）の罰金となります。

ハチにご注意ください！

ハチは、9月に入ると勢力が増し、活動も一層活発化して凶暴になります。

巣には近づかないよう注意するとともに、ハチを刺激しないようご注意ください。市では、ハチ防護服の貸し出しや駆除業者の紹介を行っています。



◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103  
または各支所市民福祉課

定期点検整備に伴う

ごみ収集休みについて

ごみ処理施設の定期点検整備に伴い、下記の期間ごみ収集が休みとなります。

もとみやクリーンセンターへの持ち込みもできません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。



◆収集休み日程

9月20日(日)～27日(日)

月曜・祝日のごみ収集実施について

下記の月曜日は祝日となっていますが、ごみ収集を通常どおり行います。ただし、もとみやクリーンセンターへの持ち込みはできません。

◆収集実施日 10月12日(体育の日)